

平和条約国籍離脱者等地位喪失者に係る日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の特例に関する法律案概要

【法律の必要性】

- 1 戦前より我が国に在住していた台湾・朝鮮半島出身者は、サンフランシスコ平和条約の発効に伴い我が国の国籍を離脱した後も、その歴史的な経緯から、引き続き我が国に適法に在留することが認められた。入管特例法の施行以後は、これらの者は、「平和条約国籍離脱者」として、我が国における安定的な地位、すなわち特別永住者としての地位を得ることが可能となった。
- 2 入管特例法の施行前、東西冷戦のため緊迫した状況にあった朝鮮半島では多数の者が政治犯として拘束されたが、これには本邦から渡航した在日韓国・朝鮮人も多く含まれる。この拘束された在日韓国・朝鮮人の中には、長期の拘束期間中に再入国期間を徒過し、本邦での在留資格を喪失した者もいる。
- 3 このようにして在留資格を喪失した者は、その後本邦に戻っても、もはや入管特例法上の「平和条約国籍離脱者」に該当せず、特別永住者の地位を得ることができないこととなった。
- 4 本法案は、かかる特殊な時代背景のため、不幸にして特別永住者の地位を得る機会を失った者について、特にその地位を得る途を拓くため、入管特例法の特例を設けようとするものである。

【概要】

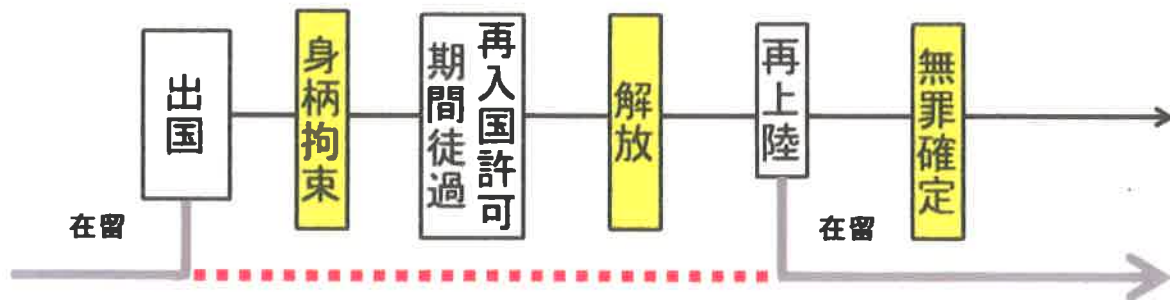
- 1 この法律の対象となる者は、次の要件を満たす者である。
 - (1) 入管特例法施行前において、入管特例法の平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫に相当する地位にあったこと。
 - (2) 入管特例法の施行前に、入管法の規定による再入国の許可を得て出国した後、本邦外で外国の刑事手続により身柄を拘束されたため、当該再入国の許可の有効期間内に再入国をすることができず、これにより平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫に相当する地位を失ったこと。
 - (3) (2)の刑事手続による身柄の拘束を解かれた後、遅滞なく適法に本邦に上陸したと。
 - (4) (2)の刑事手続に係る事件につき、無罪の裁判が確定したこと。
- 2 この法律において、1の対象者が1の(3)の上陸の時まで引き続き本邦に在留していたものとみなす。

→これにより、1の対象者のうち、入管特例法の平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫に該当することとなった者は、許可を得て、特別永住者として本邦で永住することができるようになる。なお、更にその子孫が「平和条約国籍離脱者の子孫」に該当することとなった場合には、同様に許可を得て、特別永住者として本邦で永住することができるようになる。
- 3 この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

【法案イメージ】

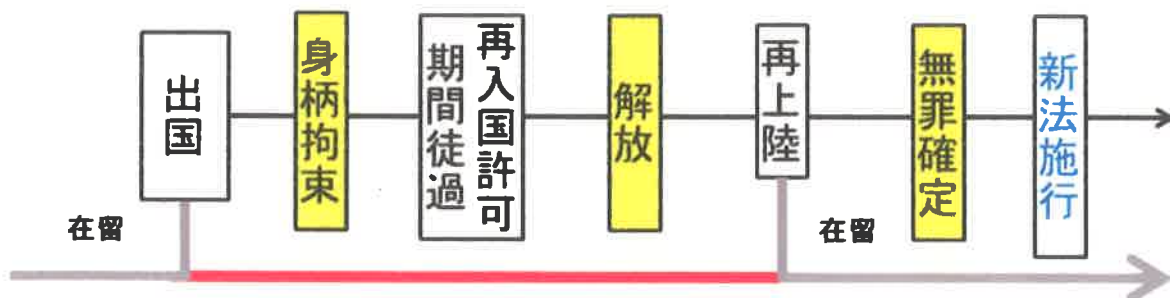
○この法律は、入管特例法施行前において入管特例法の平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫に相当する地位にあった者について、下記のような事情がある場合に対応しようとするものである。

<現状>



再入国許可期間内に再入国できなかったため、在留期間が中断
→ その後在留を継続しても、平和条約国籍離脱者には該当しない。

<新法の効果>



再上陸の時まで引き続き本邦に在留していたものみならず。
→ 平和条約国籍離脱者に該当

適用

これにより、上記対象者のうち、入管特例法の平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫に該当することとなった者は、許可を得て、特別永住者として本邦で永住することができるようになる。